

# かつらぎ町所有者不明土地等対策計画

令和8年4月

かつらぎ町

## 目次

- 1 所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針
  - (1) 計画の背景と目的
  - (2) 計画の位置付け
  - (3) 取組方針
  - (4) 計画の対象
  - (5) 計画期間
- 2 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項
- 3 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項
- 4 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項
- 5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進、その他所有者不明土地等の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項
- 6 庁内の整備体制
- 7 所有者不明土地等の利用の円滑化等の普及啓発に関する事項
- 8 その他所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るために必要な事項

## 1 所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

### (1) 計画の背景と目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、所有者不明土地及び低未利用土地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。これらの土地はまちの活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じさせるおそれがあります。

本町では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地等に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「かつらぎ町所有者不明土地等対策計画」を作成します。

### (2) 計画の位置付け

本計画は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき作成するものです。

また、かつらぎ町長期総合計画を上位計画とし、かつらぎ町空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等の対策に取り組みます。

### (3) 取組方針

本町では、次の①～③の課題に重点的に取り組んでいきます。

- ① 適切に管理されず周辺に悪影響を与えている低未利用土地の管理の適正化
- ② 市街地にある低未利用土地の利活用の促進
- ③ 所有者不明土地の利活用及び管理適正化の促進のための体制整備

### (4) 計画の対象

本計画で対象とする地域は、かつらぎ町内の都市計画区域内とします。

本計画で対象とする土地は、法第2条第1項に規定する「所有者不明土地」及び土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する「低未利用土地」とします。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、施策の進捗や社会情勢の変化等により、見直しの必要があると認める場合は、計画期間の延長等を検討します。

2 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

地域の中で活用したい意向がある所有者不明土地を、地域福利増進事業により活用できることを周知し、相談や支援の体制を整備することで住民、事業者等による積極的な利活用を促します。

3 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

管理不全により周囲に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者が自ら適切に管理する責務を有することから、確知された所有者に対して、適切な管理を促します。

また、管理不全状態の所有者不明土地については、助言や指導等を行い、管理状態の改善が図られない場合には、法第38条各項の措置を行うことを検討します。

所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認められる場合は、法第42条各項に基づく裁判所に対する管理命令の発令等の請求を行うことを検討します。

4 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

法第43条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進、その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、空き家バンク等により、活用希望者とのマッチングを行います。

## 6 庁内の整備体制

本町においては、相談窓口の充実を図るとともに、下表の庁内関係部署において、横断的な連携を図り、本計画を推進します。

業務内容	対応部署
所有者不明土地に関する手続きについて	企画公室
低未利用土地に関する手続きについて	企画公室
空き家の適正管理に関すること	まちづくり推進課

## 7 所有者不明土地等の利用の円滑化等の普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。

## 8 その他所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等により、見直しの必要があると認める場合は、計画内容の改定等を検討します。